

原議保存期間	30年（平成56年3月31日まで）
有効期間	一種（平成31年3月31日まで）

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

警察庁丁運発第185号、丁交企発第137号

丁交指発第163号

平成25年11月15日
警察庁交通局運転免許課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長

道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う外国運転免許証制度に関する規定の整備に係る留意事項等について

みだしの件については、道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第310号）が本年11月13日に公布され、同12月1日から施行されることとなったところであるが、同政令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第39条の4の外国運転免許証制度に関する規定の整備に係る留意事項等については下記のとおりであるので、対応に万全を期されたい。

記

1 スロベニア共和国及びモナコ公国の運転免許証の取扱い

スロベニア共和国及びモナコ公国からの要望を踏まえ、本年12月1日から、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第107条の2の規定により、これらの国のいずれかの運転免許証（日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。）を所持する者について、本邦に上陸した日から1年間、当該国の運転免許証で運転することができることとされている自動車等を運転することができることとなる。

2 イタリア共和国の運転免許証の取扱い

これまで法第107条の2の規定により、イタリア共和国の運転免許証（日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。）を所持する者については、本邦に上陸した日から1年間、同国の運転免許証で運転することができることとされている自動車等を運転することができることとされていたところ、イタリア共和国からの要望を踏まえ、同国を令第39条の4から削除することとした。

これは、イタリア共和国がジュネーブ条約に基づく国際運転免許証を発給することとなったことから、外国運転免許証制度の対象とならないことを明確化したものである。

よって、同国の運転免許証は、法第107条の2の規定に基づく外国運転免許証制度の対象にならず、当該運転免許証では自動車等を運転することができないが、同条の規定により同国の発給する国際運転免許証を所持するものについては、本年12月1日以降も引き続き、本邦に上陸した日から1年間、当該国際運転免許証で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。

3 運用上の留意事項

(1) 警察職員に対する教養の徹底

スロベニア共和国及びモナコ公国の運転免許証が新たに外国運転免許証制度の対象とされること、イタリア共和国の運転免許証は外国運転免許証制度の対象ではなく、同国の発給する国際運転免許証のみにより本邦に上陸した日から1年間、当該国際運転免許証で運転することができることとされている自動車等を運転することが可能であることから、交通指導取締りや交通事故捜査の現場における取扱い等の対応に誤りがないよう教養を徹底すること。

～略～

(2) 我が国で自動車等を運転しようとする者の利便を考慮した広報の推進

国際運転免許証及び外国運転免許証制度について説明した各都道府県警察のホームページの部分において、スロベニア共和国及びモナコ公国の運転免許証が新たに外国運転免許証制度の対象とされること、また、イタリア共和国の運転免許証が外国運転免許証制度の対象とならないこととともに同国発給の国際運転免許証による我が国での自動車等の運転が可能である旨の追記等、我が国を訪れて自動車等を運転しようとする者の利便を考慮した広報を推進すること。

(3) レンタカー事業者に対する指導

レンタカー事業者に対して、スロベニア共和国及びモナコ公国の運転免許証が外国運転免許証制度の対象となったことを始め、これらの国の運転免許証及びこれに添付する日本語による翻訳文の様式等の周知を図り、自動車等を貸し出す際に相手方が外国運転免許証制度に基づく適正な運転免許証及び日本語による翻訳文を所持していることを確認すること等について指導を徹底すること。また、併せてイタリア共和国の運転免許証は外国運転免許制度の対象ではなく、同国の発給する国際運転免許証のみにより本邦に上陸した日から1年間、当該国際運転免許証で運転することができることについての周知を図ること。

4 その他

今回、新たに令第39条の4に掲げられることとなったスロベニア共和国及びモナコ公国に係る運転免許制度の概要、日本語による翻訳文の様式等については、別途連絡する。